

平成28年度社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会事業計画

I 基本目標

茨木市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、以下の目標を掲げます。

- 1 安心して住み続けられる福祉のまちづくり
＜茨木大好き＞ 住み慣れたこの街で 誰もが安心して 健やかに いきいき暮らせる福祉のまちづくりをすすめよう
- 2 住民のつながり・交流と支え合い
＜孤立をなくす＞ 住民のつながりと交流を発展させ お互いの人権を認め合い ともに生きともに暮らしを支え合おう
- 3 住民主体の地域福祉推進
＜住民が主役＞ 多くの住民が参加する 地域福祉活動を推進させよう

II 経営理念

茨木市社会福祉協議会は、この基本目標を達成するために、以下の経営理念に基づいて各事業を展開します。

- ①住民主体の地域福祉活動による福祉社会の実現を目指す
- ②地域における住民本位の福祉サービスの実現を目指す
- ③地域に根ざした、総合的な相談・サービス・支援体制を展開する
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みを進める

III 運営方針

茨木市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その基本目標を実現するために、以下の考えに基づき、適切な組織運営を行います。

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公平性を確保します
- ②事業の展開にあたっては、地域住民の参加を徹底します
- ③事業の成果や効果等の事業評価を行い、効果的で効率的な事業経営を行います
- ④役員は、倫理を保持し法令を遵守します

IV 本年度の取り組み

平成27年10月の第3次安倍内閣発足に伴って内閣改造を行い、新たな「三本の矢」のひとつとして経済政策を一層強化するため、雇用を増やし、しっかりと所得を増やすといった成長戦略を実行するとのことでしたが、依然として我々国民には経済の好循環は実感できず、生活には不安が募るばかりで、生活困窮者への自立支援についても現場の裁量の余地が大きく試行錯誤が続いているのが現状ではないでしょうか。

そして平成27年の介護保険制度改正では、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じ、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる、新しい総合事業へと移行することとなっています。

その様な少子高齢化が進行していく中で、さらに住民相互のつながりの希薄化などから各世代層での引きこもりや孤立化も増加し、虐待や孤独死などの問題も後を絶たないという状況です。

こういった多様で複雑な福祉ニーズを抱える地域社会の現状を打破するには、地域での住民同士の繋がりや共に支え合う街づくりを進めることがより一層求められ、そして「誰もが安心して住み続けられる街づくり」を進めるためには、地域住民による“地域の力”はもちろん、社会福祉協議会（以下「社協」という。）がより地域に密着して、その力を発揮できるような支援をすることが改めて重要であると考えております。

地域に暮らす皆さんが、夢や希望を持って自らの幸せをしっかりと実現できるよう、社協は各々職員が使命を持って地域に出向き、各種関係機関と連携しながら地域の皆さんと手を取り合い、“心配り”と“心配り”を兼ね備えた地域福祉を目指していく事業を展開していきます。

各事業展開としては、まず「茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づいた、住民の声やニーズをキャッチする仕組みの確立と、それらを踏まえた地域福祉活動を進めていく上で、住民にとって身近な地域で気軽に相談できたり、集まって話し合いが出来る拠点の確保（場づくり）として「ぷらっとホームづくり」（気軽にぷらっと立ち寄れる、アットホームな温かい雰囲気の間）について積極的に進めていきます。

次に地区福祉委員会活動においては、2年目を迎える「単身高齢者地域見守り事業」をさらに推進し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方々について様々な問題の把握を行いながら、地域で孤立せず安心した生活を送っていただけるよう、誰もが集える居場所作り（各種サロン等）や見守り訪問等を行っていきます。

また、市が行う新しい総合事業に対しても、生活支援コーディネーターを受託しての、地域の現状把握から社会資源の発掘や開拓、そして担い手となる高齢者が積極的に参加できるための支援、地域包括支援センターでのケアマネジメント、或いはシニアプラザいばらきを拠点としたシニアいきいき活動ポイント事業や、シルバー人材センターと協働での介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスAへの参入、社協独自の介護保険外（自費）での訪問介護サービスの提供等、様々な面から高齢者の多様なニーズに応じていきます。

生活困窮者問題に関しては、生活困窮者自立支援事業において引き続き相談員として生活保護受給に至る手前の方々の相談支援等を行っていきながら、「自立相談」及び生活福祉資金貸付事業と連携した「家計相談」を中心に取り組みます。

また、貧困の連鎖を断ち切るための支援として行っている中学生を対象とした学習・生活支援事業についても、学生から社会人の様々なボランティアの協力で、学力向上や学習習慣を身に付けることはもちろん、個々の気持ちに寄り添いながら人と関わる大切さや社会性を養っていくことにも努めていきます。

日常生活自立支援事業については、利用希望者も年々増加していることから、各希望者の支援中心者（各機関のワーカー等）と十分な連携を取り、常に利用者の方々の生活に寄り添いながら、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が地域で自立した生活を送れるよう支援に努めます。

ボランティアセンター事業については、平成28年度から従来の「ボランティアセンター推進委員会」を「ボランティアセンター運営委員会」とし、改めて関係者による意見交換からの助言をもとに、社協登録ボランティアをはじめ市内の各種ボランティアや市民活動者等の把握と連携を積極的に行い、ボランティア活動の更なる推進に努めます。

併せて、災害時におけるボランティアセンターの運営についても、平成27年度に行った設置・運営シミュレーション訓練で出た課題を整理し、センターの運営はもとより活動についてもよりスムーズに行えるよう、各関係機関と連携した研修会や情報交換を行い、災害ボランティア活動者の養成・育成といった体制作り等に取り組んでいきます。

最後に、「茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画 茨木ふくし知恵のわプラン」も9カ年計画の後期に入りますが、30年度に茨木市が地域福祉計画を策定するにあたって、社協の地域福祉活動計画も合わせて策定する事も調整していきますので、今年度は住民の意見や提案の収集について各地域でのワークショップの開催についても力を入れて行きます。

以上の運営方針に基づき、基本目標の実現を目指した事業を平成28年度も展開してまいります。

主要な事業は、次のとおりです。

V 主要事業

1 社協の基盤強化

1) 「発展強化計画」第2次計画の推進

- ①法人の体制整備と財政基盤の安定化
- ②地域支援体制整備とネットワーク機能の充実、個別支援体制の強化
- ③情報収集、広報機能の強化と住民満足につながる職員の資質向上

2) 「地域福祉活動計画」の推進

- ①地区知恵のわプラン実施に向けた各地区との協議
- ②28年度「地区知恵のわプラン」策定及び実施の支援

2 地域福祉推進への合意形成と参加促進

1) 広報、啓発事業の充実

- ①広報誌「社協だより」の年4回発行と全戸配布及び音訳テープの配布
- ②ホームページの充実
- ③市広報誌の活用

2) 社協役員、地区福祉委員長等と事務局との連携体制の充実

- ①他市町村社協（地区福祉委員会）との交流研修会の実施
- ②社協事業運営についての共通認識を持つ

3) 職員の各種研修会への出席及び共有による資質の向上

4) 福祉教育事業の実施

- ①各地域（地区福祉委員会との共催）での実施
- ②各学校（小・中・高・大等）での実施
- ③一般の組織・団体（自治会、企業、サークル等）での実施
- ④「社協だより」ホームページ等での啓発

5) 善意銀行の運営

- ①寄付金や物品の預託受け付け及び払い出し
- ②使用済み切手やキャップ等のリサイクル活動の支援
- ③善意銀行事業の広報誌等での啓発や活用の流れを住民に発信
- ④生活困窮者自立支援事業との連携

6) 賛助会員（会費）の募集

7) 共同募金事務及び事業の推進

- ①地区共同募金会の事務局運営
- ②共同募金の啓発
- ③共同募金配分金事業
- ④歳末たすけあい配分金事業

8) 赤十字事業の推進

- ①日本赤十字社資の募集
- ②赤十字奉仕団事業の実施
- ③献血推進事業の実施

3 地域福祉推進へのネットワークづくり

1) 地区福祉委員長会の開催

- ①各種地区福祉委員会事業の検討と確認
- ②地区活動に関する研修会の開催
- ③事業補助金のあり方について検討。
- ④地区福祉委員会活動の課題検討、情報交換等

2) 地区福祉委員長連絡会の活動支援

- ①連絡会の運営支援
- ②各地区福祉委員担当者別研修会の開催

3) ふらっとホームづくり

- ①個々の悩みや困りごとを受け止める「個別支援活動」
- ②サロンや子育て支援、学習等みんなが集う「グループ援助活動」
- ③地域福祉を推進するために関係者が集って話し合う「協議活動」

4) シニアネットワークいばらきでの事業実施

①生活支援コーディネーターの設置

- *地域福祉ニーズやサービスの地域資源等の把握
- *活動者、団体等へのヒアリングの実施
- *協議体設置（第1層協議体および第2層協議体）と運営
- *社会資源の活用と開発及び各種団体との連携（研修会の開催等）
- *高齢者見守りタブレットを活用した高齢者の見守り体制の研究

②シニアいきいき活動ポイント事業

- *登録者及び受入施設の増加
- *需給調整とポイントの管理
- *活動の啓発
- *介護予防の各種研修会の実施

③シニアプラザいばらき1周年記念事業の実施

④介護保険総合事業

- *シルバー人材センターとの協働事業（訪問型サービスA：生活援助等）
- *生活サポート（制度外：自費）サービス事業

5) 健康福祉セーフティネットワークの構築への協力と連携

- ①セーフティネットワーク構築に対してのCSWへの協力
- ②各地区でのセーフティネットワークとの連携

6) CSW配置事業の実施（中条、茨木）

- ①いきいきネット相談事業の実施
- ②健康福祉セーフティネットワークの構築と維持、管理
- ③福祉まるごと相談会への出席
- ④生活困窮者自立支援事業への協力
- ⑤関係機関や民間団体との連携による支援体制の構築

7) 地域包括ケアシステム構築に対しての協力と連携

- ①地域ケア会議への出席
- ②地域包括ケアシステム構築に向けての地域包括支援センターへの協力

8) 「子ども“わいわい”ネットワーク茨木」との連携

①役員としての運営参画

②事務局運営の支援

9) 「茨木社会福祉法人連絡会」との連携

①役員としての運営参画

②運営・事業展開及び地域貢献への取り組みに向けての検討

4 地区福祉委員会活動の発展強化

1) 小地域ネットワーク活動推進事業の推進

①ボランティア活動推進事業

* ボランティア講座の開催やネットワーク推進会議の開催を通じて、ボランティア部会を組織し、地域の要支援者の把握を行うとともに、必要に応じて見守り、声かけ、ガイドヘルプ、簡易な家事や介護等の援助を行う。

〈ボランティア活動推進事業〉

* 福祉体験教育事業

②各種サロン事業

* 地域において、住民の身近な場所で気軽に集まり、自由に活動し、交流できる場を設定し運営する。〈いきいきサロン事業〉

* 介護予防、健康づくり、仲間づくりを目的として、レクリエーションや体操等を行う。〈地域健康づくり事業〉

* 地域で子育て中の親が気軽に集まり、育児方法等の情報交換ができ、子ども達が楽しく遊べる場を設定し運営する。〈子育て支援事業（子育てサロン）〉

③会食・配食サービス事業

* ひとり暮らし老人の会を結成し、会活動を支援するため会食・配食サービスを行う。

④地区福祉委員会活動事業

* 知識と経験の伝承と、世代相互の共感をすすめ、地域社会や福祉に関心を持てるふれあいの地域づくりを図る。〈世代間交流事業〉

* 研修会、学習会を開催し、社会福祉について関心と理解を深め、地域社会での担い手を育成する。〈研修事業〉

* 社会福祉についての啓発、地域社会での情報の提供、活動のPR等、地区内住民に対して広報紙の発行・配付を行う。〈広報紙発行事業〉

⑤福祉活動開発事業

* 地域内で福祉に関する事業に取り組む。〈福祉活動開発事業〉

2) 歳末助け合い事業の実施

3) 単身高齢者地域見守り事業の実施

4) 敬老会、金婚祝賀の実施

5) 福祉教育事業の実施と充実

①地域と学校の連携 ②教師、保護者等への地域活動の啓発

③企業や各サークル等への地域活動の啓発 ④地域活動の担い手作り

- 6) 地区独自事業の実施
 - ①拠点作りとその運営
 - ②放課後子ども教室への支援
 - ③小学校での受付支援
 - ④児童登下校の見守り
 - ⑤防災、防犯に関する事業連携
 - ⑥子育て支援事業 他
- 7) 賛助会員（会費）の募集
- 8) 共同募金運動、歳末助け合い運動への協力

5 当事者組織の育成と支援

- 1) 老人介護家族の会の育成、活動支援
 - ①老人介護家族の会事務局運営
 - ②老人介護家族の会事業支援
 - ③役員会の機能強化（役員定例会の開催等）
 - ④結成30周年事業の実施（記念式典の開催や記念誌の発行）
- 2) ひとり暮らし老人の会の活動支援
 - ①各地区福祉委員会における給食会、意見交流会等への支援

6 ボランティア活動の振興

- 1) ボランティアセンターの管理運営
 - ①ボランティアセンター運営委員会の実施
 - ②ボランティアの養成と育成（各種講座・研修会等）の開催
 - ③ボランティアの活動の需給調整
 - ④ボランティア活動の啓発と情報提供
 - ⑤茨木市ボランティア連絡会の活動支援
 - ⑥ボランティア保険の取り扱い
 - ⑦災害ボランティアセンターに関する取り組み
- 2) 各種ボランティア活動の支援
 - ①在宅での活動（高齢者、障がい者、児童、育児中の親・家庭等）
 - ②施設での活動（高齢者、障がい者、児童対象の施設にて）
 - ③電話訪問（友愛訪問、相談等）活動の推進
 - ④福祉車両移送サービス事業の実施

7 相談援助活動の展開

- 1) 生活福祉資金貸付事業の運営
 - ①小口生活資金
 - ②福祉資金（療養費、教育支援費 等）
 - ③総合支援資金（就職活動中の支援）
 - ④臨時特例つなぎ資金
 - ⑤不動産担保型生活資金
 - ⑥生活復興支援資金
- 2) 他相談事業の開設や参加協力

- ①老人介護家族の会による「いこいのカフェ」の開設
- ②CSWによる「福祉まるごと相談会」への参加、相談支援等

3) 生活困窮者自立支援事業

- ①自立相談支援事業の実施
- ②家計相談支援事業の実施

4) 学習・生活支援事業の実施

- ①学習習慣を身に付ける
- ②学力向上を目指す
- ③社会性を身に付ける

8 在宅福祉サービス活動の展開

1) 介護保険事業

介護保険制度利用者へのケアマネジャー及びホームヘルパーでの支援

- ①居宅介護支援事業の実施
- ②訪問介護サービス事業の実施
- ③茨木市高齢者サービス事業所連絡会への参加協力

2) 障がい福祉サービス事業

障がいをお持ちの方への、ホームヘルパーやガイドヘルパーでの支援

- ①訪問介護サービス事業の実施
- ②外出介助サービスの実施
- ③茨木市障がい福祉サービス事業所連絡会への参加協力

3) 地域包括支援センター事業

- ①包括的支援業務
 - *総合相談支援業務
 - *権利擁護業務
 - *包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

②介護予防・日常生活支援総合事業

- *介護予防・生活支援サービス事業
- *介護予防ケアマネジメント

4) 障がい者高齢者虐待防止ネットワーク運営事業との連携

5) 日常生活自立支援事業の実施

①運営事務の実施

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方に対しての相談、問い合わせの受付から契約締結までとその後の対応、調整、支援計画の作成等

②生活支援の実施

6) 車いす、ベビーカーの貸出

①突発的な傷病や他制度での貸与ができない方への車いすの貸出

短期間（1カ月まで）或いは長期間（1年以内：半年に1回の更新手続き）での無料貸出

②2歳未満の乳児を育児している方へのベビーカーの貸出

9 福祉と人権に関する取り組みの推進

- 1) 「福祉と共生のまちづくり」に関する取り組み
- 2) 個人情報保護の的確な推進
- 3) 苦情解決体制の強化と事業の実施

10 児童養護施設への支援

- 1) 茨木キャンプ等各種事業の実施
- 2) 施設事業への参加、協力
- 3) 施設と学生、ボランティア等との連携